

- ・第53回定期大会
- ・新議長挨拶
- ・台風19号関連
- ・最低賃金

とちぎ

電機連合栃木地方協議会機関紙

発行者：大柿 幸夫

編集者：島田 猛

事務局：329-1105

栃木県宇都宮市中岡本町2784-3 飛鳥ビル2F

TEL：028-671-3333 FAX：028-673-7777

新議長・新体制のもと、更なる飛躍・発展を誓う ～ 第53回定期大会 ～



2019年9月27日(金)宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて定期大会が開催されました。

当日は、電機連合本部から内田書記次長、石上としお前参議院議員、矢田わか子参議院議員や連合栃木から加藤会長、桂副事務局長、こくみん共済coopから印南本部長、組織内を含む各級議員など多くのご来賓の方々にご臨席を賜りました。

2018年度経過報告と、議案審議では、2019年度運動方針補強に関する件の他、役員の一部改選など全議案が満場一致で可決されました。



安心・安全・安定のために ～ 大柿新議長挨拶 ～

この度、電機連合栃木地協7代目議長に拝命頂きました大柿でございます。第53期役員体制共々ご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。まずは10月の台風19号ではここ栃木県でも大規模な災害をもたらしました。ご逝去された方へのご冥福をお祈りするとともに、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。さて私たち電機産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。米中貿易戦争を筆頭に日韓関係では経済から国防に至るまで延焼している状況です。この事は取引に影響し企業活動の慎重化が懸念されます。国内においては政治経済部門では緩やかに経済成長継続していると言われているものの、社会保障問題は不透明なままであり「家庭内でのお金」は実増感はありません。「高齢者や外国人がコンビニで働き、深夜営業をしなくなった事」は昨今の日本を表しています。今期電機栃木地協は昨年度の運動方針を継続すると共に補強をし活動して参ります。「一人ひとりが働く喜びを実感できる公正な労働環境の実現を目指す活動」を筆頭に大きく分けて7つの取り組みをしていきます。総合労働条件改善闘争として賃金・一時金・退職金などの生活改善の取り組みに加え雇用、ワーク・ライフ・バランスなどの労働協約関連課題、政策・制度改善などを含む総合的な労働条件の改善に取り組むと共に、組織拡大・強化の取り組みも継続して注力して行きます。今年度も働く仲間・組合員の『安心・安全・安定』のために活動して参りますので引き続きましてのご理解、ご協力をお願い申し上げます。



地協活動の詳細はこちらをご覧ください。 栃木地協ホームページ <https://www.jeiu.jp/tochigi/>

【こくみん共済 coop】

自然災害の備えは、火災共済だけでは充分ではなく、
自然災害共済にご加入することをおすすめします。



— ご契約内容の異なるケースで比較してみると! —

A・B・Cさんとともに住宅保障に200口加入・家財保障に150口加入

Aさん	Bさん	Cさん
火災共済のみ加入	火災共済に 自然災害共済 標準タイプ をプラス。	火災共済に 自然災害共済 大型タイプ をプラス。

床上浸水の場合

被害が少ないと考えられていた栃木県内において、2019年10月には台風19号が発生し、川の氾濫による床上浸水の被害が発生しました。



被害の内容(例)

- 全床面50%以上の浸水
- 居室の床面から浸水深50cmを確認

被害額の合計 約 **500万円**

A・B・Cさんの受け取り金額は!

建物構造区分：木造
Aさん 年払い 24,500円
Bさん 年払い 63,000円
Cさん 年払い 82,250円

Aさん 57.5万円	Bさん 407.5万円	Cさん 547.5万円
----------------------	-----------------------	-----------------------

※臨時費用共済金を含む

自然災害共済に加入することで、共済金額が大きく異なります。
自然災害に備えるため、適正加入でご加入ください。

【中央労働金庫】

令和元年台風19号にて被災された組合員の皆様へ、中央ろうきんでは、「預金等のお取引」の取扱いならびに災害復旧等に係る「緊急特別融資制度」を用意しておりますのでご案内いたします。該当する組合員の方は、〈中央ろうきん〉営業店へ相談願います。

1. 預金等のお取引

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、お届印およびご本人様であることを確認できる書類を持参できない場合でも、労働金庫所定の申告書をご提出いただくことにより、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いいたします。また、定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。

2. 緊急特別融資制度

(1) 対象商品

災害救援ローン・災害救援住宅ローン

(2) 取扱開始日

2019年9月9日(月)受付分より

(3) 制度内容

① 災害救援ローン

- ・「災害救助法適用の災害により被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
- ・本人または三親等以内の親族の災害復旧等に要する生活資金全般
- ・利用限度額は、1,000万円まで
- ・ご融資期間は、生活資金：最長10年
住宅資金：最長20年

② 災害救援住宅ローン

- ・「災害救助法適用の災害により被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
- ・本人または三親等以内の親族の災害復旧等に要する住宅関連資金等
- ・利用限度額は、1億円まで
- ・ご融資期間は、最長35年

※中央ろうきんの他のローンのお借換えにはご利用いただけません
※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります
※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問合わせください

【電機連合「ゆうあい共済」】(組合員全員対象[一律加入しています])

《住宅・家財災害見舞金》

給付内容	共済金額	判断基準	
全壊・全焼・ 全流失以上	住宅災害見舞金 7万円	住宅損害が50%以上 かつ家屋・家財の損害金額 合計が300万円以上のもの	家屋は居住に絶対必要なもの、家財は 日常生活に必要な不可欠なものに限る。 〔店舗・テラス・ソーラシステム・車庫 倉庫・納屋・塀などの家屋や 高額家財および自動車・販売 品は原則として除く。〕
	家財災害見舞金 3万円		
半壊・半焼 半流失	住宅災害見舞金 3万円	住宅損害が概ね10%以上 かつ家屋・家財の損害金額 合計が50万円以上のもの	
	家財災害見舞金 2万円		
床上浸水	住宅災害見舞金 3万円	損害金額にかかわらず一律支給	
	家財災害見舞金 2万円		

(注)住宅・家財災害見舞金の適用は、「本人所有住宅(持家の人)」は当該被害区分の「住宅災害見舞金」と「家財災害見舞金」の合算額、「本人非所有住宅(借家などの人)」は「家財災害見舞金」のみの給付と判断してください。

2019年10月1日から

栃木県の
地域別最低賃金は

853円 時給

2019年12月31日から

電気(電子・電気機械・情報通信)の
特定(産業別)最低賃金は

910円 時給

あれ?と思ったら...

なんでも労働相談ダイヤル

0120-154-052

平日9:30~17:00

日本労働組合総連合会(連合)